

組合にとつて重大なる意義を有する、即ち、年少婦人労働者の大部分は、義務的教育すら、完全に終らざる現状であるから、餘暇を利用して教育運動殊に成人教育の普及徹底の爲に努力しなければならぬ。併年ら未だ組合の財政的基礎は充分なる教育運動費の支出を不可能とするが故に之を雇主側に負擔せしめてその實踐を舉げんとするものである。

實行方法

一、右の精神により、各支部組合は、雇主に向つて活動する事。

七、寄宿舎制度改善の件

紡織労働組合提出

説明 岡村 綾子

理由省略

實行方法

- 一、他團體と共力し輿論を喚起する事。
- 二、請願運動をなす事。
- 三、實行方法は執行委員會一任。

八、婦人の政治結社權要求の件

紡織労働組合提案

説明 佐藤 勝代

理由省略

日本労働關東労働同盟會規約

(昭和三年八月改正)

第一章 名稱及組織目的

第一條 本會は日本労働同盟關東労働同盟會と稱す
第二條 本會は關東地方に於ける日本労働同盟會の組織を以て組織し事務所を東京に置く
第三條 本會は加盟組合の利益を擁護し、其緊密なる連絡を計るを以て目的とす
第四條 本同盟加盟の組合には加入するものとする
第五條 本會は前條の目的を達する爲め左の部を置く
第六條 本會の機關を分ち

第一節 總會、理事會、執行委員會、役員及び本會最高の決議機關にして、毎年一回開會し、必要時之を臨時開會する事を得、但し理事會は各加盟組合の代表者より選出する事を得、其任期は一年とする。但し理事會の議長は、本會の役員に選出する事を得、其任期は一年とする。但し議長は、本會の役員に選出する事を得、其任期は一年とする。但し議長は、本會の役員に選出する事を得、其任期は一年とする。

第七條 本會に左の役員を置く
一、會長一名、副會長一名、執行委員若干名、會計監査役三名
二、會長及副會長は、本會に於て選出する事を得、其任期は一年とする。但し會長は、本會の役員に選出する事を得、其任期は一年とする。但し會長は、本會の役員に選出する事を得、其任期は一年とする。

第八條 各役員は、任期は一年とし、再選する事を得、但し再選する事を得、其任期は一年とする。但し再選する事を得、其任期は一年とする。但し再選する事を得、其任期は一年とする。

第九條 本會の經費は各加盟組合の負擔にして、其金額は大會に於て之を定む
第十條 本會の決算は毎年一回會計を理事會に報告するものとする
第十一條 本會則は大會の決議を得る事を得
第十二條 本會則は大正十三年八月五日修正以上